

## **[事案 27-232] 障害給付金等支払請求**

・平成 28 年 1 月 6 日 不受理決定

### **<事案の概要>**

昭和 60 年 12 月頃に約款非該当であるとして、支払われなかった障害給付金について支払いを求める（請求①）とともに、「国の監察機関を金融庁に置く」ことを求めて（請求②）申立てのあったもの。

### **<不受理の理由>**

裁定審査会では、申立内容の適格性について審査を行った結果、以下のとおり、業務規程第 24 条 1 項 9 号にもとづき、申立てを不受理とした。

- (1) 請求①について、申立人の主張の当否を判断するためには、契約内容を認定する作業が不可欠となるが、本契約は既に 30 年以上前に解約済みであり、今から 30 年以上前の事実を適正に認定するためには、裁判所における厳格な証拠調べによることが適切であると考えられる。
- (2) 請求②について、当審査会は、契約者等の保険契約上の具体的な権利に関する紛争を解決する機関であり、国や金融庁に対し、何かしらの機関の設置請求をする権限を有するものではない。
- (3) したがって、請求①も請求②も、その性質上裁定を行うに適當でないと認められる。